

## ■指定するもの

### 1 紙本墨画朝顔に蛙図 長沢芦雪筆 襖貼付 6面

- 1 種別（区分） 有形文化財（絵画）
- 2 名称及び員数 紙本墨画朝顔に蛙図 長沢芦雪筆 襖貼付 6面
- 3 所有者 宗教法人 高山寺
- 4 所有者住所 田辺市稲成町
- 5 所在の場所 和歌山県立博物館（和歌山市吹上一丁目4番14号）
- 6 指定理由

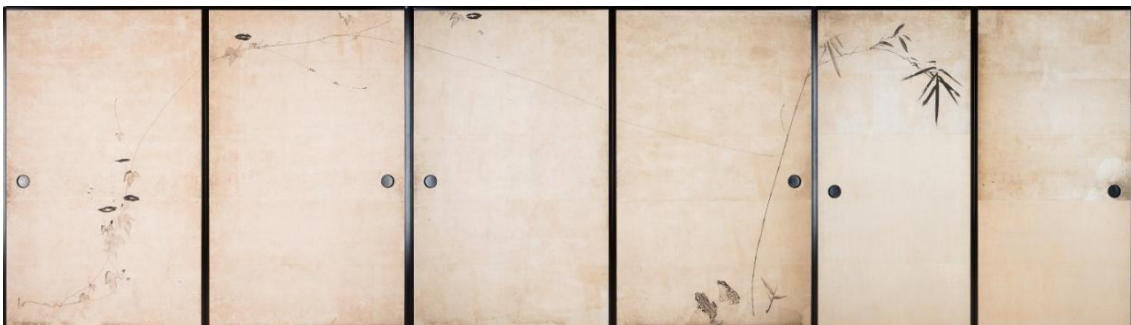
紙本墨画朝顔に蛙図は、田辺市に所在する真言宗寺院高山寺<sup>こうざんじ</sup>に伝来した、江戸時代を代表する画師の一人である長沢芦雪（1754～1799）によって描かれた障壁画である。

本作は、紙本墨画、襖貼付とし、左4面が各縦177.8cm、横108.8cm、右2面が各縦177.8cm、横85.9cmである。現状で右2面の下半部が欠失する。高山寺においてめくりの状態ですぐ長く保管されていたが、平成9年（1997）に襖に仕立て直す修理が行われた。

芦雪は円山応挙<sup>まるやまおうきよ</sup>の高弟で、師の代わりに天明6年（1786）から翌年にかけて紀南の無量寺<sup>むりょうじ</sup>、成就寺<sup>じょうじゆじ</sup>及び草堂寺<sup>そうどうじ</sup>を訪れ、大量の障壁画（重要文化財）を制作した。その帰路に立ち寄ったのが高山寺で、当時の住職の日記「三番日舎」<sup>さんばんにちがん</sup>には、芦雪が天明7年（1787）2月12日から15日に高山寺に滞在し、「上段蔵前襖」「膳越屏風」「雪山之大幅」等を制作したことが記される。このうち「上段蔵前襖」が本作にあたるとみられている。

本作は、左辺から画面いっぱいには蔓を伸ばす朝顔を大胆な構図で配し、右には蔓の絡まった篠竹と、とぼけた顔で空を見上げる二匹の蛙、そして月を描く。晩夏から初秋頃の、涼しく湿潤な夜明け前の情景が巧みに表されている。襖3面を横断する蔓は各面においてほぼ一筆で描かれており、均一かつしなやかな筆致に技量の高さがうかがえる。

紙本墨画朝顔に蛙図は、長沢芦雪の作品中、制作時期や経緯などが明らかなものとして稀少であり、芦雪研究の上で欠かすことのできない基準作例である。紀南で才能を開花させたと評される天明期の芦雪ならではの大胆な構図と確かな技量、そして面白みを十分に発揮した優品として高い価値を有している。よって、和歌山県指定文化財〔有形文化財（絵画）〕に指定して保護を図る。



## 2 御坊祭

- 1 種別（区別） 民俗文化財（無形民俗文化財）
- 2 名 称 御坊祭
- 3 保護団体 御坊祭保存会
- 4 保護団体住所 御坊市園
- 5 公開期日 10月4日（宵宮）、10月5日（本祭）
- 6 指定理由

御坊祭は、御坊市園<sup>その</sup>に鎮座する小竹八幡神社<sup>しの はちまんじんじや</sup>の祭礼である。現在は、毎年10月4日・5日に行われる。

日高川下流域に所在する小竹八幡神社の氏子<sup>うじこ</sup>は、江戸時代に日高廻船の拠点であった園浦<sup>その</sup>、濱之瀬<sup>はまのせ</sup>及び御坊寺内町を中心として、明治政府の神社合祀政策により編入した周辺地域を含む広範囲に及ぶ。

御坊祭は、祭礼に参加する主だった氏子が「奴」と称する役柄に扮し、10組の氏子組ごとに轆<sup>のぼりき</sup>差し、戯瓢踊<sup>げ ほんおどり</sup>・奴踊<sup>やっこおどり</sup>・雀踊<sup>すずめおどり</sup>などの祭礼踊り、獅子屋台、四つ太鼓等の多彩な芸能や屋台を奉納することを特色とする。御坊祭の始まりは不詳だが、江戸時代前期から後期にかけて上方や瀬戸内沿岸で流行した用具、芸能、屋台等を次第に採り入れた結果、特色ある現在の祭礼様式が整えられたと考えられる。

10月4日は、小竹八幡神社境内で御坊町を除く氏子9組が芸能や屋台<sup>よみや</sup>を宵宮の行事として奉納する。一方、御坊町は寺内町の中核である本願寺日高別院で独自の祭礼を行う。10月5日は、小竹八幡神社から神輿を出御し、美浜町<sup>たひ</sup>田井の御旅所へ向かう。途中の煙樹ヶ浜<sup>えんじゅ</sup>で潮かけ行事を行い、御旅所での神事後、神輿は神社へ還幸する。同日午後に同社境内で各組が芸能や屋台を奉納し、一連の本祭行事<sup>ほんさい</sup>が深夜まで続く。

御坊市を中心とする日高地域には同種様式の祭礼が複数存在するが、御坊祭はそのなかで最大規模を有する。また、御坊祭にみられる用具、芸能、屋台、四つ太鼓等や行事次第、氏子組の組織は、地域の歴史、生業、信仰生活と密接な関連性が認められる。このように、当地域の歴史を考えるうえで重要かつ祭礼様式の典型に位置付けられることから、御坊祭は和歌山県指定文化財〔民俗文化財（無形民俗文化財）〕に指定して保護を図る。



四つ太鼓



潮かけ行事

## ■保持者に追加認定するもの

### 1 関口新心流柔術・居合術・剣術 保持者 関口正太郎

- 1 種別（区別） 無形文化財
- 2 名 称 関口新心流柔術・居合術・剣術
- 3 保持者氏名 関口 芳夫、関口 正太郎
- 4 保持者住所 和歌山市島橋東ノ丁、和歌山市出口甲賀丁
- 5 保持者生年月日 昭和 23 年（1948） 4 月 19 日、昭和 50 年（1975） 1 月 13 日
- 6 指定年月日 平成 22 年（2010） 3 月 16 日（無第 1 号）
- 7 保持者認定年月日 平成 22 年（2010） 3 月 16 日（無保第 1 号）

#### 8 保持者追加認定理由

関口新心流は、関口弥六右衛門氏心（関口 柔心、1598～1670）によって創設された柔術を根幹とし、居合術と剣術の三術を有する総合武術の流儀である。関口柔心は、廻国修行をしたのち、紀州徳川家に知遇を得て和歌山城下に居を構え、その後、代々関口家の当主が紀州藩の「御流儀指南」として仕えた。また、関口新心流は相手の力に逆らわず流れる如く対処し勝を制するとされ、その各技は攻撃側の「捕」と相手側の「受」の 2 人による挙動を状況設定の基本とする。現在も実戦を意識した技での柔術 86 本、居合術 32 本、剣術 8 本を伝承している。

このように紀州藩にゆかりの深い由緒ある武術として価値を有することから、関口新心流は平成 22 年（2010） 3 月 16 日に和歌山県指定文化財〔無形文化財〕に指定し、関口 芳夫氏を保持者として認定した。

関口正太郎氏は、昭和 50 年（1975）、和歌山市に生まれ、同 58 年（1983）から柔道を学ぶ。同 62 年（1987）からは、父の 13 代宗家・関口芳夫氏より関口新心流を本格的に習い始める。その後、武術の技と伝統を守りながら修練を重ね、平成 27 年（2015）に免許皆伝、宗家高弟である重印可となる。現在は関口新心流道場「新心館」（和歌山市島橋）において流儀の中心的指導者となり、後継者の育成に尽力している。また、日本古武道協会・日本古武道振興会に所属し、和歌山市を拠点にして各地の演武会にも積極的に参加するなど、関口新心流の普及・発展に努めている。よって、関口正太郎氏を和歌山県指定文化財〔無形文化財〕関口新心流柔術・居合術・剣術の保持者に追加認定する。



関口 正太郎 氏



## ■指定解除するもの

### 1 <sup>まつまじんじゃ</sup>真妻神社のホルトノキ <sup>かぶ</sup>1株

- 1 種別（区分） 記念物（天然記念物）
- 2 名称及び員数 真妻神社のホルトノキ 1株
- 3 所有者 宗教法人 真妻神社
- 4 所有者住所 日高郡印南町 <sup>ほくそがわ</sup>檜川
- 5 所在の場所 日高郡印南町檜川
- 6 指定年月日 昭和60年（1985）7月26日（記第208号）
- 7 解除理由

ホルトノキは、日本では主に太平洋側を中心とした千葉県南部以西の本州、四国、九州及び沖縄に分布するホルトノキ科の常緑樹である。

真妻神社のホルトノキは、胸高幹回り 3.62m、根回り 4.8m、樹高 20mに及び枝張りは南北 32m、東西 27mにわたる巨樹であり、真妻神社の神木として大切に保護されてきた。

しかしながら、令和6年（2024）3月に突如として樹木全体の葉が枯れ、樹木医により植物病原性細菌ファイトプラズマ感染によるホルトノキ <sup>いおうびょう</sup>萎黄病の可能性があるとの診断がなされた。この病気に対しては確立された根治療法がないことから、モニタリングが続けられていたものの、<sup>しんめ</sup>新芽や <sup>ほうがし</sup>萌芽枝の形成は見られず、令和7年（2025）12月16日に指定樹木の枯死が確認された。よって、真妻神社のホルトノキは和歌山県指定文化財〔天然記念物〕を解除する。



現状（令和7年12月16日）



平成28年頃の状況